

学校法人敬心学園「障がいのある学生支援に関する基本方針」に基づく相談窓口に関する規定（障がい学生支援室規定）

（総則）

第1条 学校法人敬心学園の「障がいのある学生支援に関する基本方針」8項に基づき、日本福祉教育専門学校（以下本校という）が、合理的配慮の提供を実施するため、合理的配慮に関する相談に応じるための相談窓口について必要な事項を定める。

2 障がい学生支援室（以下「支援室」という）は、障がいのある学生及びその家族、その他の関係者からの合理的配慮に関する相談窓口として、障がいのある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的として設置する。

（業務）

第2条 支援室は、次に掲げる業務を行なう。

- （1）入学を希望する学生への情報提供及び相談
- （2）入学者選抜における受験上の相談及び対応
- （3）障がいのある学生の支援の申し出等の相談及び対応
- （4）障がいのある学生の教育的ニーズの把握
- （5）障がいのある学生支援に関する関係部局及び学外機関等との連絡調整
- （6）障がいのある学生の募集、養成及び支援組織の運営管理
- （7）学内外における障がいのある学生支援に関する理解啓発
- （8）教育環境の整備
- （9）その他障がいのある学生支援に関し必要なこと

（支援体制・相談体制の整備）

第3条 障がいのある学生の支援は、すべての教職員が行うものとする。

2 支援室には次に掲げる教職員を置く。

- （1）本校専任教職員のうち、学校長に任命された者
- （2）その他、学校長が必要と認めた者

3 支援室担当の任期は1年とし、再任を妨げない。担当が任期の途中で退任した場合は、新任者の任期は前任者の残存期間とする。

（室長）

第4条 支援室に、支援を運営管理する室長を置く。

2 室長は、学校長に任命された者とする。

3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。室長が任期の途中で退任した場合は、新任者の任期は前任者の残存期間とする。

(情報公開)

第5条 本校は障がいのある学生の支援について、ホームページ等において情報公開する。

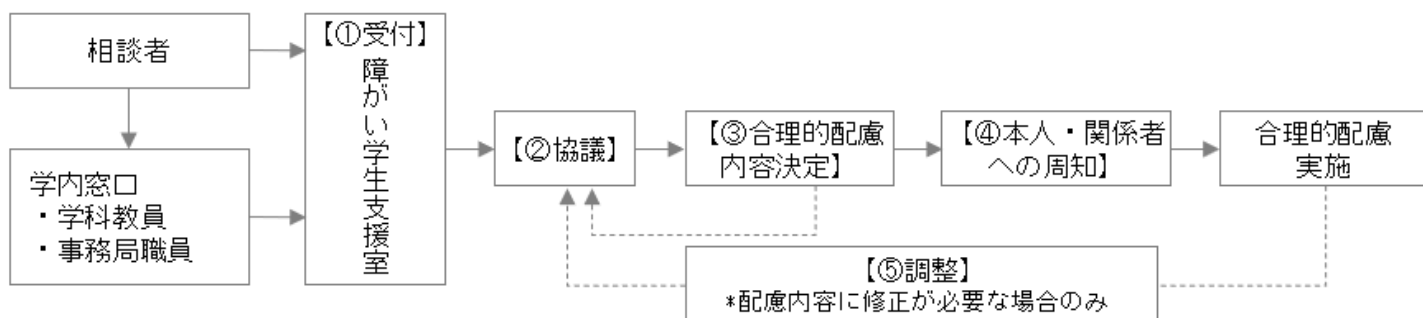
(個人情報保護)

第6条 支援室が支援のなかで知り得た情報は、「学校法人敬心学園個人情報保護規程」により、厳重に管理するほか、第三者への開示及び提供は、本人の同意を得た上で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営について必要な事項は、室長が別に定める。

【相談フローチャート】



- ① 受付 本人の状態や困難を確認し、合理的配慮の対象になるか判断をする。
- ② 協議 本人との「建設的対話」を通じて配慮に関する「合意形成」を図る。
- ③ 決定 障がい学生支援室から提出された配慮内容について、学内関係会議にて方針を決定する。対象学科と配慮内容の審議及び再検討・調整を行う。
- ④ 周知 本人、学内関係者へ障がい学生支援室が結果を通知する。
- ⑤ 調整 実施後の実情に合わせ、必要に応じて配慮内容の調整を行う。

【受付方法】

学内窓口での受付のほか、以下の専用メールアドレスでも受付を行う。

○専用メールアドレス

障がい学生支援室 gakusei-sien@nipkku.ac.jp

附 則

(施行期日)

この規程は 平成29年4月1日から施行する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。